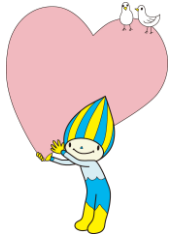




岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和6年12月16日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童養護第二係	荒木	内線 3560 直通 058-272-8325 FAX 058-278-2644

「岐阜県社会的養育推進行動計画（案）」に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、令和2年に「岐阜県社会的養育推進計画」（計画期間：10年間）を策定し、社会的養護の充実に向け様々な施策を推進してきました。

この計画が、令和6年度に前期期間末を迎えることから、本県において、家庭養育優先原則※1とパーマネンシー保障の理念※2に基づき、家庭維持に向けてこどもと保護者を最大限支援するとともに、代替養育が適当な場合には家庭と同様の養育環境等で養育されるよう支援する各種施策を総合的かつ計画的に展開するため、このたび、後期期間である令和7年度から5年間の期間とする計画の案をとりまとめました。

つきましては、計画策定にあたり、下記のとおり県民の皆様からご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県社会的養育推進行動計画（案）

2 意見の募集期間

令和6年12月17日（火）～令和7年1月15日（水）

※郵送の場合は1月15日消印有効

電子メールの場合は1月15日必着

3 計画（案）の閲覧方法

(1) インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県庁ホームページ>県政情報>広報・広聴>県政へのご意見・ご提案

>県民意見募集（パブリック・コメント）

>岐阜県社会的養育推進行動計画（案）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/401847.html>

(2) 印刷物

・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前）

・各県事務所（西濃・揖斐・中濃・可茂・東濃西部・恵那・飛騨の各総合庁舎）

閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く。）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の方はその名称及び担当者名）、連絡先を明記し、郵送、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 児童養護第二係 行

・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）

・電子メール：c11217@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・件名を「『岐阜県社会的養育推進行動計画（案）』に対する意見」としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。
また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 児童養護第二係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

電話番号：058-272-8325（直通）

- ※1：こどもが家庭で養育されることが適当でない場合に、施設と比べて、より家庭に近い環境とされる里親やファミリーホームにおける養育を優先すること。
- ※2：こどもの成長のために、できる限り養育者が変わらない安定した環境で育つことを目指すこと。